

報告第3号

専決処分の報告について

物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出

富津市長 高橋 恭市

報告理由

令和元年台風第15号による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第5号

専決処分書

令和元年台風第15号による旧湊第一保育所の屋根が飛散したことに係る損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和元年9月9日未明
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、令和元年台風第15号の暴風により、本市が所有する施設の瓦等が飛散し、相手方の所有する家屋及びカーポートを破損させた。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、247,280円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和2年5月29日

富津市長 高橋 恭市